

議案第 28 号

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和 46 年上越市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 25 条中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 2, 910 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 4, 850 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 7, 760 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9, 700 円

(2) 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 605 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 675 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 280 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 350 円

第 26 条中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第 3 号において同じ。）」の次に

「及び」を加える。

附則第3項中「第25条」を「第25条第1項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第14項まで及び第18項の規定中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。